

中国における優先権主張の判断 ～優先権の利益を享有できる範囲～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第90回）

サムスン電子株式会社
上訴人（原審第三者）

華為技術有限公司
被上訴人（原審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

外国企業は自国に特許出願した後、パリルートまたはPCTルートにてパリ条約に基づく優先権を主張して中国知識産権局に特許出願を行う。優先権主張出願を行う場合、実務上基礎出願の内容に対し、補充を行う場合が多く、同一主題に対しては優先権の利益を享有することができる。

本事件では請求項に記載した技術方案について優先権の利益を享有することができるか否かが争点となった。

最高人民法院は請求項に記載した技術方案は、基礎出願から直接的かつ疑いようもなく導き出すことができないとして、優先権の利益を認めない判決をなした¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

サムスン電子株式会社（以下、サムスン株式会社という）は「移動通信システムにおけるセル間干渉をランダム化するための制御情報を送受信する方法及び装置」と称する中国特許第200880007435.1号（435特許）を所有している。435特許の申請日は2008年1月7日、最も早い優先日は2007年1月5日、登録日は2014年7月23日である。

争点となった請求項1は以下のとおりである。

1 最高人民法院2019年12月30日判決（2019）京行終1498号